

永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第35号

永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例

永平寺町火災予防条例(平成18年永平寺町条例第152号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路土上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第56条第1項第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3中「

厨	気	不	開放式	組込型	14kW以下	100	15注	15	15注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
房	体	燃		こんろ・						
設	燃	以		グリル						
備	料	外		付こん						
				ろ・グリ						
				ドル付						
				こんろ、						

			キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
不燃	開放式		組込型	14kW以下	80	0	—	0	
			こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
上記に分類されないもの			使用温度が— 800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が— 300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が— 300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

」を「

厨	気	不	開放式	組込型	14kW以下	100	15注	15	15注	注:機器本体上
---	---	---	-----	-----	--------	-----	-----	----	-----	---------

房 設 備	体 燃 料	燃 以 外		こんろ・ グリル 付こん ろ・グリ ドル付 こんろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ					方の側方又 は後方の離 隔距離を示 す。			
				据置型 レンジ	21kW以下	100	15注	15		15注		
				不 燃	開放式	組込型	14kW以下	80		0	—	0
						こんろ・ グリル 付こん ろ・グリ ドル付 こんろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ						
						据置型 レンジ	21kW以下	80		0	—	0
				固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—		100	50	50
木炭を	炭火焼き器	—	80			30	—	30				

燃 料 と す る も の	上記に分類され ないもの	使用温度が— 800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が— 300℃以上800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が— 300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の永平寺町火災予防条例(以下「新条例」という。)第15条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2(新条例第10条の3第1項及び第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。